

仙台市定員管理計画

平成31年4月
(令和4年4月1日改定)

仙 台 市

令和4年4月1日付けの改定により、計画期間の延長及び定員管理の目標の見直し、参考資料の時点更新を行っております。改定内容の詳細につきましては、9ページ以降(5. 定員管理計画の見直し、参考資料)に記載しています。
なお、8ページまでの内容に変更はありません。

目 次

1. 策定にあたって.....	1
(1) 策定の背景	
(2) 本市における定員管理計画	
2. これまでの取組状況.....	3
3. 仙台市行財政改革推進プラン 2016 における取組目標と実績.....	4
(1) 取組目標	
(2) これまでの実績	
(3) 総括	
4. 今後の定員管理の方針.....	7
(1) 取組方針等	
(2) 定員管理の目標	
(3) 進捗管理の方法	
5. 定員管理計画の見直し 令和4年4月1日追加	9
(1) これまでの経緯	
(2) 計画の見直し	
参考資料 令和4年4月1日更新	11

1. 策定にあたって

(1) 策定の背景

本市では、平成 7 年度以降、行財政改革計画を継続的に策定し、民間活力の導入や事務事業の見直しなどにより、職員数を大幅に削減し、簡素で合理的な行政運営に努めてきました。

また、現行の「仙台市行財政改革推進プラン 2016」においても、将来にわたって行政サービスを確実に提供していくため必要な人員の確保を図りながら、事務事業の見直しや事務処理の効率化などにより、人員配置の見直しに取り組んできたところです。

一方、いじめ対策や中学校における 35 人以下学級の実施など、プランの策定後に生じた新たな政策的課題への対応が必要となるなど、定員管理において考慮すべき新たな要素も生じております。

全国的に少子高齢化が加速し、本市においても、本格的な人口減少局面を迎える中、多様化・複雑化する地域課題へのきめ細かな対応がますます求められています。

また、市役所組織においても、東日本大震災以降高止まりしてきた超過勤務時間の削減など、「働き方改革」の実現に向けた取組みも、併せて進めていく必要があります。

このような背景のもと、様々な行政需要に的確に対応し、より良い市民サービスを提供していくためには、業務量に応じた適正な人員を確保するとともに、業務効率化や既存体制の見直し等により、公務能率をさらに高めていくことが重要となっています。

(2) 本市における定員管理計画

これまで本市においては、行財政改革計画における定員管理の取組みを定員管理計画*と位置付けてきましたが、職員数の数値目標のみの記載であり、定員管理の基本的な考え方や、取組方針などが具体的に示されていないなどの課題がありました。

今般、平成 30 年度末の「仙台市役所経営プラン」の策定に併せて、本市の定員管理について、これまでの実績とともに、現行プラン策定後の新たな状況も踏まえつつ、より市民の皆様にはわかりやすく説明し、定員管理の適正化に資することを目的として、仙台市定員管理計画を策定するものです。

※ 国から地方公共団体に策定及び公表が求められている、今後の定員管理の指針となる計画のこと。

地方公共団体の定員管理

地方公共団体の職員の定数は、条例で定めることとされています。

○地方自治法（抜粋）

第172条 前11条に定める者を除くほか、普通地方公共団体に職員を置く。

2 前項の職員は、普通地方公共団体の長がこれを任免する。

3 第1項の職員の定数は、条例*でこれを定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

4 略

※ 「仙台市職員定数条例」により、毎年度、任命権者別の職員の定数（配置できる職員数の上限）を定めている。

○地方公務員の種類

正職員
任期付職員
再任用職員（フルタイム勤務）



・職員定数条例により職員数の上限を規定
・定員管理計画により現員数を管理

再任用職員（短時間勤務）
非常勤嘱託職員（短時間勤務）
臨時的任用職員

2. これまでの取組状況

本市では、これまで民間活力の導入や、職員体制の効率化等により、平成7年度当初11,241人であった職員数から1,845人削減し、平成28年度当初には9,396人となりました。

仙台市行財政改革推進プラン2016の計画期間においては、平成29年度に宮城県から県費負担教職員(義務教育標準法に基づく定数内教職員)が約4,800人移譲されたこともあり、平成30年度当初の職員数は14,194人となっています。

(各計画における職員数の削減実績)

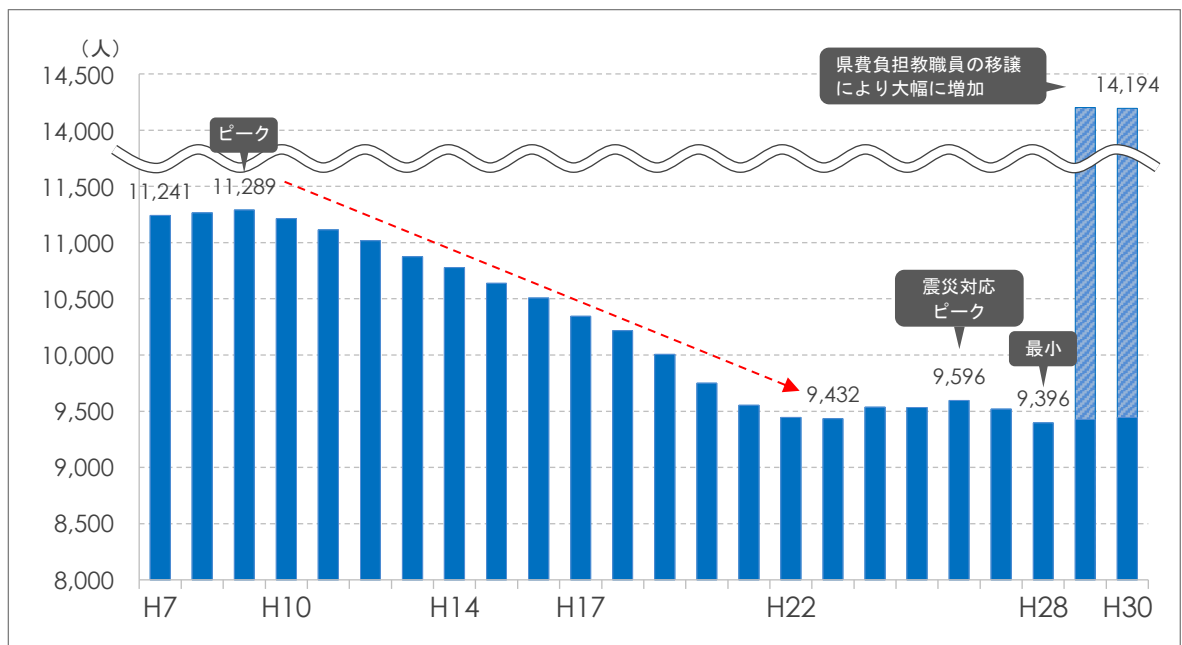
H8～10年度	～14年度	～17年度	～22年度当初	～28年度当初	～33年度当初
仙台市行政改革大綱	新行財政改革推進計画	仙台市行財政改革プラン2003	仙台市行財政集中改革計画	仙台市行財政改革プラン2010	仙台市行財政改革推進プラン2016
削減実績 ▲27人	削減実績 ▲436人	削減実績 ▲434人	削減実績 ▲898人	削減実績 ▲156人※1	(30年度当初まで) +4,798人※2

※1 156人のうち、平成21年度当初から平成22年度当初までの削減実績106人は、前期計画期間における削減実績898人にも含まれており、この重複分を除く平成22年度当初からの削減実績は50人となる。

※2 県費負担教職員の移譲分を除いた職員数の増減員実績は、+49人。

職員数の変遷としては、平成9年をピークに減少、特に、行財政集中改革計画期間(平成18～22年度)における削減幅が大きくなっており、その後、震災対応等の行政需要に応えるため若干増加し、県費負担教職員の移譲分を除くと、近年は横ばい傾向となっています。

(職員数の推移)



※ 各年度4月1日現在の職員数を表記。平成23年度は東日本大震災の影響で人事異動を5月1日に行ったことに伴い、5月1日現在の職員数を表記。

[主な削減要素]

- ▶ バス乗務員の嘱託化、出張所の委託など (H8～H28 累計 ▲424人)
- ▶ ごみ収集業務の委託 (H11～H17 累計 ▲269人)
- ▶ 学校用務員の嘱託化 (H20～H28 累計 ▲178人)
- ▶ 保育所民営化 (H12～H28 累計 ▲168人)
- ▶ 学校給食センター運営体制効率化、PFI導入、委託 (H19～H23 累計 ▲58人)

3. 仙台市行財政改革推進プラン 2016 における取組目標と実績

(1) 取組目標

本市の定員管理計画と位置付けている行財政改革推進プラン 2016 における定員の適正管理の取組みでは、次のとおり取組内容と目標を掲げています。

(行財政改革推進プラン 2016 掲載内容)

取組内容	将来にわたって行政サービスを確実に提供し、新たな行政需要に対しても的確に対応していくため、必要な人員の確保を図りながら、事務事業の見直しや事務処理の効率化などにより市全体で人員配置の見直しを行います。
目 標	平成 28 年度当初の職員数約 9,400 人について、390 人程度を削減する一方、新たな行政需要等に対応するため 270 人程度増員し、平成 33 年度当初に約 9,280 人とします。

※ 平成 29 年度に移譲された県費負担教職員(義務教育標準法に基づく定数内教職員)は除く。

(計画策定時における目標値の増減員数の内訳)

《減員要素》		《増員要素》	
保育所民営化等	▲170	保育士確保(欠員補充)	+15
東西線建設事業減	▲15	産育休取得者の代替措置	+60
震災対応終了	▲140	ケースワーカー配置基準充足	+55
その他	▲65	新規事業等	+140
合計	▲390	合計	+270

(2) これまでの実績

計画策定時に想定した年次ごとの増減員目標に対して、これまでの3年間の増減員実績は次のとおりとなっています。

(年度別実績)

	項目	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H29~H33 (累計)
目標	職員数	9,396	9,365	9,332	9,342	9,349	9,276	—
	前年度からの増減員数	—	▲31	▲33	+10	+7	▲73	▲120
実績	職員数	9,396	9,427	9,445	9,623	—	—	—
	前年度からの増減員数	—	+31	+18	+178	—	—	(+227)

平成29年度当初向け +31人

[主な増員内訳]

- ▶ ふるさと支援担当職員の配置
- ▶ 地域包括ケア推進
- ▶ 市立病院体制強化
- ▶ マインパー制度対応
- ▶ 本庁舎建替準備
- ▶ 超過勤務縮減 等

平成30年度当初向け +18人

[主な増員内訳]

- ▶ いじめ対策推進
- ▶ 難病医療費助成事務の権限移譲
- ▶ 市立病院体制強化
- ▶ 宮城総合支所機能強化
- ▶ 本庁舎建替準備
- ▶ 超過勤務縮減 等

平成31年度当初向け +178人

[主な増員内訳]

- ▶ 保育体制の確保
- ▶ 宮城総合支所機能強化
- ▶ 措置入院者の退院後支援
- ▶ プレミアム付き商品券発行等
- ▶ 中心部救急出張所要員
- ▶ 市立病院体制強化
- ▶ 保健福祉センター組織体制拡充
- ▶ 産婦健診・産後ケア事業
- ▶ 児童福祉司配置基準改正
- ▶ 交流人口ビジネス活性化推進
- ▶ 学校教室エアコン整備
- ▶ 中学校における35人以下学級の実施 等

(3) 総括

- これまで目標である職員数の 120 人削減に向け、計画策定時に想定した取組み項目に沿って増減員を実施してきました。
- 減員要素については、保育所民営化や復興対応終了の時期が一部、後年度に遅れることにより、想定していた減員数が縮小するものの、その他は計画に沿った減員が実施できる見込みとなっています。
- 一方、増員要素については、保育士の欠員補充や、産育休取得者の正職員による代替措置、生活保護ケースワーカーの配置基準充足に向けた増員は、想定どおりの実施が見込まれますが、計画策定後に新たに対応が必要となった新規事業等について、必要な人員体制の確保を図ってきたことに伴い、当初想定した増員数を大幅に上回る見込みとなっています。

主な増員要素

制度改正，権限移譲への対応

制度改正に伴い新たな業務が発生する場合や、国・県からの権限移譲により業務が移管される場合などにおいて、当該業務執行のため必要な人員体制を確保するもの

保育体制の確保

障害児入所者数の増加に伴う必要な保育体制の整備や、これまで欠員が生じていた保育所への人員補充のため、正職員を確保するもの

超過勤務縮減への対応

震災対応以降、高止まり傾向にある超過勤務時間について、労働基準法の改正も踏まえて縮減に取り組むこととし、人員体制に対して業務量が過大と認められる部署に増員を行うもの

社会情勢の変化等への対応

人口減少や高齢化の進展等に伴う地域課題の多様化、いじめ対策、子育て支援、東北の中核都市としての持続的な発展のための都市力強化など、社会情勢の変化に適時適切に対応していくため、人員増を行うもの

4. 今後の定員管理の方針

- 今後の本市の定員管理を進めるにあたっては、仙台市行財政改革推進プラン 2016 策定時に想定した増減員要素を引き続き着実に実施していくとともに、随時発生する新たな行政需要への確に対応していくため、必要なマンパワーを確保していくことが重要です。
- また一方で、限られた経営資源の中、引き続き効率的な行政運営を実現するため、さらなる民間活力の導入や、ICT の積極的な利活用等の新たな取組みについても、併せて講じていく必要があります。
- こうした点を踏まえ、仙台市役所経営プランの策定にあわせて、次のとおり、今後の定員管理についての方針を定めることとします。

(1) 取組方針等

取組方針	将来にわたって行政サービスを確実に提供し、新たな行政需要に対しても的確に対応していくため、業務量に応じた必要な人員を確保するとともに、業務効率化や既存体制の見直し等により定員の抑制を図る。
対象職員	全職員 今後は、現行プラン策定後の平成 29 年度に移譲された県費負担教職員も含めて、定員管理を行います。
取組期間	平成 31 (2019) 年 4 月 1 日から平成 34 (2022) 年 4 月 1 日まで

(2) 定員管理の目標

目 標	行政サービスの確実な提供のため必要な人員を確保するとともに、様々な業務見直し等を進めることにより、平成 34 年度当初における職員数を、平成 31 年度当初の職員数（ 14,465 人 ）と同水準とする。ただし、人員配置に対する財源措置がある場合等 ^{※1} 、人件費負担を伴わない増員数を除く。
-----	---

※1 例: 人件費全額に対して国庫負担金等の財源措置のある義務教育標準法等に基づく定数内教職員の増員無給となる育児休業取得者の代替措置に係る増員
人件費を超える診療報酬の増額を伴う市立病院の体制強化に係る増員 など

(年次別の職員数^{※2})

	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	合計
職員数	14,465	14,474	14,447	14,465	—
増減数	—	+9	▲27	+18	±0

※2 人員配置に対する財源措置等があるものを除く。

(平成 32 年度以降の職員数の主な増減理由)

<p>【主な増員要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 生活保護ケースワーカーの増員 ▶ 児童虐待防止対策体制の強化 ▶ 保育体制の整備 ▶ 制度改正・権限移譲への対応 ▶ 新たな行政需要への対応^{※3} 	<p>【主な減員要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 保育所民営化の推進 ▶ 震災復興業務の減 ▶ 事務事業の見直し ▶ 事務執行体制の見直し
--	--

※3 直近 3 年間の実績を基に増員数の平均値を各年度において積算している。

(3) 進捗管理の方法

計画の進捗状況については、仙台市役所経営プランと合わせて、毎年度、「仙台市経営戦略会議」へのご報告のうえ、市長を本部長とした「仙台市行政経営推進本部会議」で進行管理を行い、ホームページ等により公表していきます。

5. 定員管理計画の見直し **令和4年4月1日追加**

(1) これまでの経緯

保育所民営化や震災復興業務の縮小等により定員の抑制に努めてきた一方で、児童福祉司の配置基準見直しに伴う児童相談所の体制強化や公立保育所の運営体制強化など、必要な増員を実施してきました。加えて、新型コロナウイルス感染症への対応など、計画策定時には想定していなかった緊急かつ大規模な行政需要に対応するために必要な体制を確保してきたことに伴い、当初想定していた職員数を大幅に上回る結果となりました。

(令和2年度当初から令和4年度当初における主な増減要素)

【主な増員要素】		【主な減員要素】	
▶ 新型コロナウイルス感染症対応	+127	▶ 公立保育所民営化	▲68
▶ 子育て支援強化	+31	▶ 業務集約化・民間委託等	▲31
▶ 公立保育所運営体制強化	+28	▶ 震災対応終了	▲26
▶ 全国都市緑化仙台フェア対応	+24	▶ 組織統廃合	▲21
▶ 児童相談所体制強化	+21	など	
▶ 生活保護ケースワーカーの増員	+13		
▶ デジタル・トランスフォーメーション推進	+13		
など			

(2) 計画の見直し

新型コロナウイルス感染症への対応については、上記の大幅な増員に加え、全庁的な応援体制を構築するなど、想定外かつ大規模な行政需要に対応するための人員体制の確保に努めてきたところですが、今後の感染状況は不透明であり、現時点において、今後の体制のあり方について見通しを立てることは困難です。

それに加えて、令和5年度から予定されている地方公務員の定年延長は、今後の定員管理に大きな影響を及ぼす要素であり、現在、制度設計を行っているところです。

次期定員管理計画は、国が示す定年引上げに係る定員管理の考え方等を踏まえつつ、定員管理に影響の大きいこれらの要素について、的確に見極めたうえで策定する必要があります。

そのため、現行の定員管理計画の期間を1年間延長するとともに目標の見直しを行い、令和4年度中に改めて、上記の課題を踏まえた、令和5年度当初を始期とする次期定員管理計画を策定することといたします。

① 計画期間の延長

仙台市定員管理計画の終期を令和4年度当初から令和5年度当初に延長します。

延長後の計画期間 令和元年度当初～令和5年度当初

② 目標の見直し

新型コロナウイルス感染症への対応に係る体制のあり方については、今後の感染動向等に大きく左右され、現時点では数年先を見通すことが困難であることから、令和5年度当初までは新型コロナウイルス感染症対応に係る増員規模(計127人)を維持することを想定し、従来目標に上記127人を上乗せすることといたします。

③見直し後の目標

令和 5 年度当初の職員数を、令和元年度当初の職員数(14,465 人)に新型コロナウイルス感染症への対応分(127 人)を加えた 14,592 人と同水準とするよう、目標を見直します。

⇒新型コロナウイルス感染症への対応分を除き、令和 5 年度当初の職員数と令和元年度当初の職員数を同水準とします。

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和元年度との比較
職員数	当初目標	14,465	14,474	14,447	14,465	—	—
	実績	14,465	14,452	14,488	(集計中)※	—	—
	見直し後の目標	14,465	—	—	—	14,592	+127

※ 義務教育標準法に基づく定数内教職員の増減について、定員管理計画上の増減数から除くこととしておりますが、その人数は 5 月 1 日時点の学級数等により確定することから、令和 4 年度の実績は改めて公表いたします。

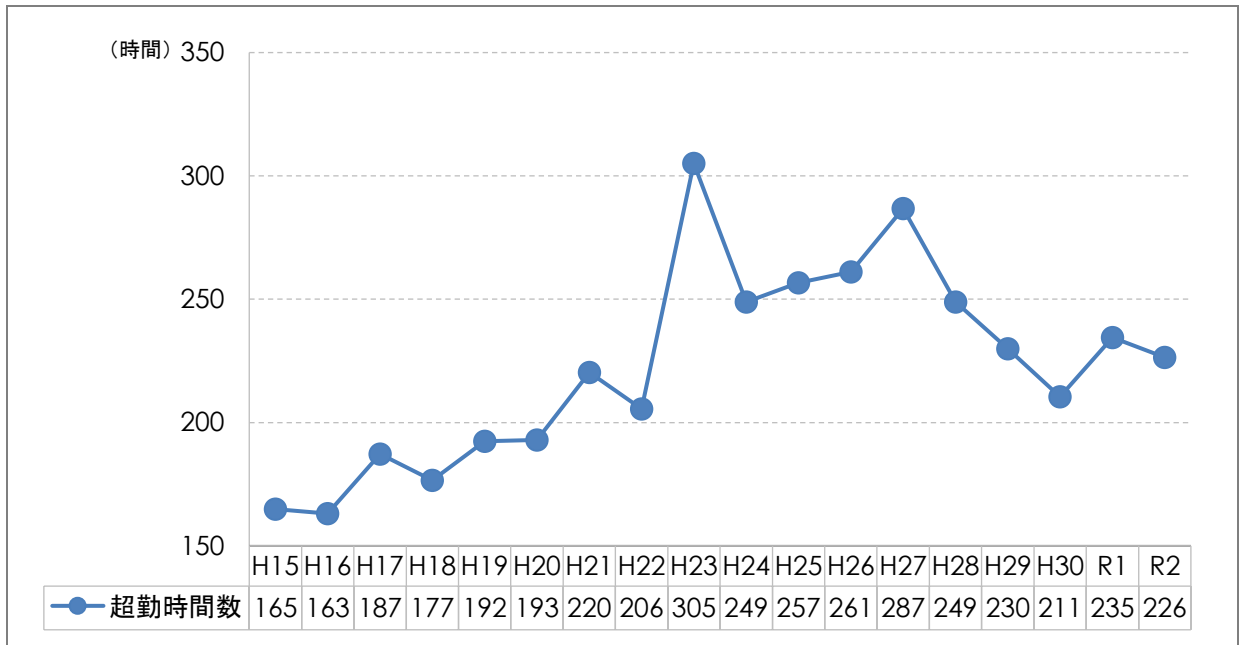
参考資料 **令和4年4月1日更新**

(人口1万人当たり職員数の政令指定都市比較)

団体名	面積 (R3.10.1)	住基人口 (R3.1.1)	普通会計 職員数 (R3.4.1)	人口1万人 当たり職員数 (普通会計)	左記から教育・ 消防部門を除いた 職員数及び順位
1 札幌市	1,121.26	1,961,575	19,397	98.88	37.70 3
2 福岡市	343.46	1,562,767	15,665	100.24	36.38 1
3 横浜市	437.78	3,759,939	38,236	101.69	41.17 5
4 さいたま市	217.43	1,324,589	13,679	103.27	41.02 4
5 川崎市	142.96	1,521,562	15,863	104.25	45.16 9
6 相模原市	328.91	718,601	7,721	107.44	45.96 10
7 千葉市	271.76	974,726	10,543	108.16	44.14 8
8 浜松市	1,558.06	799,966	8,664	108.30	37.55 2
9 仙台市	786.35	1,065,932	12,032	112.88	43.34 7
10 静岡市	1,411.83	694,296	7,866	113.29	47.07 12
11 堺市	149.83	831,481	9,528	114.59	42.41 6
12 岡山市	789.95	708,155	8,361	118.07	46.22 11
13 広島市	906.69	1,194,817	14,303	119.71	47.49 13
14 熊本市	390.32	732,702	8,929	121.86	48.00 15
15 新潟市	726.27	784,774	9,625	122.65	47.50 14
16 北九州市	491.71	944,712	11,616	122.96	49.80 16
17 名古屋市	326.50	2,300,949	28,394	123.40	55.07 20
18 神戸市	557.03	1,526,835	18,900	123.79	51.19 17
19 大阪市	225.33	2,739,963	33,923	123.81	54.16 19
20 京都市	827.83	1,400,720	17,503	124.96	52.36 18
指定都市合計		27,549,061	310,748	112.80	45.90

出典：「類似団体別職員数の状況（令和4年3月 総務省給与能率推進室）」より

(職員 1 人当たりの超過勤務時間数の推移)



※ 市長部局，行政委員会事務局（教育委員会事務局は除く）及び議会事務局における実績。